

M&A 社会保険労務士事務所

報酬規定表

A type 【顧問報酬のみ】

- 人事労務管理に関する相談、助言、指導、情報提供
- 労働基準監督署、ハローワーク、社会保険事務所に関する諸手続き ※下記のスポット契約については顧問契約に含まれません

区分(社員数)	顧問報酬
1～10人	21,600円
11～30人	32,400円
31～50人	54,000円
51～70人	75,600円
71～100人	97,200円
101人～	※101人以上は人数により応相談

※従業員人数算出は原則として事業主（常勤役員含む）と雇用保険、社会保険の加入正社員を1人として計算致します

※アルバイト、パート、臨時従業員が多数の場合は別途協議とさせていただきます

B type 【顧問報酬＋給与計算報酬】

- 給与計算業務だけの受託も可能です
※但し、顧問契約されていないお客様には別途20%増しの料金を頂戴いたします

区分(社員数)	顧問契約	給与計算基本料	計
1～10人	21,600円	5,400円	27,000円
11～30人	32,400円	8,640円	41,040円
31～50人	43,200円	10,800円	54,000円
51～70人	56,160円	10,800円	66,960円
71～100人	75,600円	10,800円	86,400円
101人～	※101人以上は人数により応相談		
区分(社員数)	一人当たりの単価（上記の金額に人数分が加算されます）		
1～10人	@540円		
11～100人	@432円		
101人～	※101人以上は人数により応相談		
年末調整業務	給与計算報酬の2ヶ月分		
賞与計算業務	給与計算報酬と同じ		

スポット契約（A type 顧問契約に含まれない業務）

● スポット契約だけの受託も可能です

※但し、顧問契約されていないお客様には別途20%増しの料金を頂戴いたします

区分（社員数）	顧問報酬	
社会保険新規加入手続き（健保・厚年）	32,400円	※10人未満
労働保険新規加入手続き（労災・雇用）	32,400円	※10人未満
社会保険適用廃止手続き（健保・厚年）	32,400円	※10人未満
労働保険適用廃止手続き（労災・雇用）	32,400円	※10人未満
算定基礎届・月額変更届（健保・厚年）	32,400円	※50人未満
労働保険料概算・確定申告	32,400円	※50人未満
就業規則の作成	216,000円	ページ数による
就業規則の変更	108,000円	ページ数による
賃金規定、退職規定の作成	108,000円	ページ数による
安全・衛生管理等諸規定の作成	108,000円	ページ数による
寄宿舎規則の作成	108,000円	ページ数による
人事考課制度・労務管理・教育訓練等の設計 他	ご協議	
健保・労災給付請求	32,400円	
助成金の申請	助成額の10%～15%	
健保組合、厚生年金への編入	108,000円	
年金裁定請求	初回年金受給額の10%	
一般労働者派遣事業許可申請	216,000円	
特定労働者派遣事業強化申請	162,000円	
特別加入	32,400円	
立会報酬（関係官庁が行う調査等）	16,200円	／1時間
調査報酬	10,800円	／1時間
相談費用（訪問）	10,800円	／1時間

電話でのお問い合わせは… **03-6661-8950**（営業時間／9:00～18:00）



M&A(エムアンドエー)社会保険労務士事務所

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-38 クリスタルビル4F

TEL:03-6661-8950 FAX:03-6661-8951 <http://m-and-a-sharoshi.jp>